

◎法律の改正に伴う農地中間管理事業の新たな取り組みについて

農地中間管理事業の事業開始から5年を経て、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正は、令和元年5月24日に公布、11月1日から施行されました。

法律改正の主な内容は、以下のとおりです。

①地域における農業者等による協議の場の実質化

京力農場プランの作成に向けた話し合いに、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の状況等の情報を提供するとともに、農業委員会の役割の明確化

②農地中間管理事業制度の改善

- ア 農地の借入れ・転貸について、現行の市町村による集積計画・機構による配分計画に加え、市町村の集積計画のみで一括して権利設定が可能となる仕組みを創設
- イ 機構の配分計画の縦覧（府による2週間の縦覧手続）の廃止
- ウ 農地の受け手による利用状況報告の廃止

③農地利用集積円滑化事業を中間管理事業に統合一体化（令和2年4月1日施行）

- ア 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継可能とする
- イ 中間管理事業の実施区域を円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大

これらの中で、中間管理事業の事務手続に直接関わる施策として、

- ・の農地集積一括方式の創設により、1箇月程度の期間で権利設定が可能となり、手続に3箇月要する従来方式（集積計画・配分計画）に比べ、手続期間が大幅に短縮されます。
- ・府による配分計画の縦覧廃止の代替措置として、機構が行う利害関係人の意見聴取の期間が1週間と短縮されます。
- ・円滑化事業との統合一体化による事業実施区域の拡大については、農業振興地域に限定していた中間管理事業の対象区域を拡げるものです。

特に、京都府域では、借入希望に比較して貸付希望農地の少ない南部地域と貸付希望農地が多く担い手が不足する北部地域のマッチングが大きな課題となっています。

①の京力農場プランの作成に向けた地域での話し合いを通じ、南部地域の担い手が北部地域の貸付希望農地を引き受ける担い手として活動する機会の創出が期待されます。

京都府の農地中間管理事業は、昨年度までの5箇年で約2,000haの農地を集積し担い手農家等に貸し付けています。

今後とも、令和5年度までに中核的担い手が利用する農地面積を53%とする府目標の達成に向け、市町村をはじめ関係機関と連携し取り組みを推進していきますので、よろしくお願ひします。

農地中間管理事業推進室長 森 治 男

◎所有者負担なしのほ場整備の先進地に農業委員会委員が集まりました。

わがムラでも所有者負担なしのほ場整備を考えようー。11月27日、綾部市位田町の高城館で、府内の農業委員、農地利用最適化推進委員25人が集まり、農地中間管理機構関連農地整備事業を学びました。同地区は、京都府で最初に事業に取り組んでおり、ほ場整備をして一人の担い手に集積を進めようとしています。自らの地域でも事業を検討したい委員が、遠くは木津川市からも出席され、事業要件や地権者への対応等の具体的な内容について意見交換しました。

「地域の農地を守っていた担い手が高齢でリタイアして困っていた。若い担い手に集積して基盤整備ができるこの事業を聞いて、これだと思った」と、下位田未来営農組合の荻野昭さん。

先進地の取り組みをヒントにしようと、『担い手への農地集積』や『高収益作物の導入』などの事業要件に加えて、『地域での進め方』『所有者アンケート』などについて、各市町村から出席した委員は熱心に質問をしました。

参加した委員からは、「事業推進だけでなく、農業振興について村の将来を描く話し合いが大切だと分かった」などと、自分たちの地域での事業実施を考える意見が相次ぎました。

※今回の意見交換会は、(一社)京都府農業会議が主催する「農業委員会委員 テーマ別現地意見交換会」の一つとして行われました。



意見交換会の様子（綾部市位田町高城館）

☆募集しています☆

○農地を貸したい方へ

離農や、規模縮小を考えておられる方、農地が荒れる前に農地中間管理機構、市町村農政担当課にご連絡ください。

○農地を借りたい方へ

農業を始めたい方、規模拡大を考えておられる方、農地中間管理機構では農用地等の借受希望者の募集を通年行っています。詳細は機構までご連絡ください。

京都府農地中間管理機構（一般社団法人京都府農業会議） TEL：075-417-6868

◆イベントガイド◆

開催日	催事名	会場	お問い合わせ
令和2年 1月10日(金)	農地農政相談	福知山市内複数会場	福知山市農業委員会事務局
令和2年 1月16日(木)	山城地域就農相談	京都府田辺総合庁舎	山城北農業改良普及センター (TEL：0774-62-8686) 山城南農業改良普及センター (TEL：0774-72-0237)
<p>◆事前に予約が必要です（相談日の7日前までにご予約下さい）</p> <p>◆ある程度の就農準備ができている方を相談対象として想定しています。</p> <p>◆就農準備がどの程度できているかにより、他の相談機関を紹介する場合がありますので御了承ください。</p>			

※京都府農地中間管理機構では、「FarmBankNews」を（一社）京都府農業会議のHPに掲載しています。
（一社）京都府農業会議（農地中間管理機構）のホームページからメールアドレスの登録ができます。どなたでもご登録いただけますので、農地中間管理事業に興味のある方、また活用をお考えの方はお気軽にご登録ください。
ホームページ URL はこちら <https://www.agr-k.or.jp/~kyoto-j/farbank/>